Ｑ９：作成するのはいつですか。

「個別の教育支援計画」作成は必要に応じて作成するので、特に決まった時期はありません。

たとえば、以下のような場合が考えられます。

○入学前から学校への移行期に教育機関がかかわり始めたとき

○就学時や卒業後への移行期

○進級により、支援目標やかかわる関係者・機関が替わったとき

○外部機関と連携した支援が必要になったとき　　などです。

Ｑ１０：決まった様式はありますか。

千葉県では、「個別の教育支援計画」の様式については、地域の特別支援連携協議会で検討の上、市町村ごとに定めることとしています。

なお、市町村での様式が定められていない場合は、第４章及び資料に様式例を載せましたので、児童生徒の実態に応じて活用してください。また、近隣の特別支援学校に様式や計画の作成、活用方法等について相談することができます。

Ｑ１１：どのような手順で作成するのですか。

一般的な「個別の教育支援計画」作成の手順は、次のとおりです。

①保護者や本人への「個別の教育支援計画」作成の趣旨や手続きの説明、作成に対しての同意

②児童生徒の実態・ニーズの把握

③実態やニーズに即した支援目標の設定

④具体的な支援内容・支援機関等の明確化

⑤評価や改訂・引継内容及び時期等の明確化